

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43865">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43865</a>





(1) 單純に領海通過及び一時寄港を除外するに以て  
基準は如何か。

(1) 「持込」に最終に之を脱し、日本国に在る又は日本  
本国に在りて使用を目的とする搬入に附するを以て。

(1) 「使用」を目的とする貯蔵、積り、一時寄港等  
に、除外例は拡大す。

(1) 「整備、変更」は、取置を以て米軍に附して  
適用され、之を考ふ。

(1) 如し、一時寄港に、(1)の目的問題がある。その  
取置しと不可分なものは「取置」を基準とするべき  
厳しくする方がよい。

(2) 給給機、砲台通過及び一時寄港に、艦艇と

異なり、取扱は同一の理由で行

(1) 米例は異なり、取扱は絶対的認めざると思ふ  
こと、これを再考し、理論的根拠を以てす。

(2) 領海通過中、一時寄港中に在る。本件を以て  
手続を遂行せしめ、如何に扱ふか。

(1) 上記(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

(4) 「寄港」期間に制限を設けるか否か。  
(1) 特によつて(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

三、日米交渉の結果如何の如何の考慮を要する  
言及は此の如く。

(1) 非核三原則の問題

上記(1)の結果、之が如何なる非核三原則に於て  
その如何なる立場に於て之を如何にあり、之を如何に  
し、(1)の「持込」概念、即確化方式、方が説明  
し、。

(2) 日米双方の従来、立場の問題

本件合意の如何、(1)日米双方の従来、立場  
に基き、之を如何に之を如何に、(1)最近、戦術核  
の登壇に伴い、其の如何に、従来、日米間、了解

の手直しを、之を如何に、(1)日米双方の従来、立場  
に基き、之を如何に、(1)最近、戦術核  
の登壇に伴い、其の如何に、従来、日米間、了解  
の如何に、(1)日米双方の従来、立場  
に基き、之を如何に、(1)最近、戦術核  
の登壇に伴い、其の如何に、従来、日米間、了解